

(証券コード 2459)

平成23年 8 月11日

株 主 各 位

東京都文京区後楽一丁目 1 番 7 号

アウンコンサルティング株式会社

代表取締役 信 太 明

第13期定時株主総会招集のご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。先の東日本大震災により被災された皆様には、謹んでお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興を心からお祈り申し上げます。

さて、当社第13期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、平成23年 8 月26日（金曜日）午後 6 時までには議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成23年 8 月29日（月曜日） 午後 3 時00分より
（なお、上記の日時を株主総会日とした理由は、総会開催の準備日数、法定の開催期限等を総合的に勘案したことによります。）
2. 場 所 東京都文京区湯島一丁目 7 番 5 号
ホテル東京ガーデンパレス 2 F 「天空A」
3. 目的事項
【報告事項】
 1. 第13期（平成22年 6 月 1 日から平成23年 5 月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第13期（平成22年 6 月 1 日から平成23年 5 月31日まで）計算書類の内容報告の件

【決議事項】

第 1 号議案 取締役 4 名選任の件

第 2 号議案 監査役 1 名選任の件

4. 議決権の行使についてのご案内

(1) 郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成23年8月26日（金曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、後記（3頁から4頁まで）の【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて】をご高覧のうえ、平成23年8月26日（金曜日）午後6時までにご行使ください。

5. その他本招集ご通知に関する事項

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および定款第13条の規定に基づき、当社ホームページ（<http://www.auncon.co.jp>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。

以 上

-
- (注) 1. 本総会にご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますよう、お願い申し上げます。また、資源節約のため、こちらの「招集通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
2. 株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類の内容について、本総会の前日までに修正をすべき事項が生じた場合には、書面による郵送またはインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.auncon.co.jp>）において、掲載することによりお知らせいたします。
3. 株主総会決議通知の発送は取り止め、本総会の結果は上記当社ウェブサイトに掲載させていただく予定です。
4. 例年開催しておりました定時株主総会終了後の株主懇親会は、現下の経営環境等に鑑み、本年はその開催を見送らせていただきます。何卒、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて】

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

記

- (1) インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。なお携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。

【議決権行使サイトURL】 <http://www.webdk.net>

※バーコード読み取り機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。



(QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。)

- (2) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードをご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご登録ください。
- (3) インターネットによる議決権行使は、平成23年8月26日（金曜日）午後6時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。
- (4) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (5) インターネットにより複数回、またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (6) 各議案に対し賛否（または棄権）のご表示がない場合は賛成の表示があったものとして取り扱います。

- (7) 議決権行使コードおよびパスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。本総会終了後まで暗証番号と同様に大切に保管願います。
なお、議決権行使コードおよびパスワードのご照会にはお答えできませんのでご了承ください。
- (8) 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

【インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について】

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

- (1) インターネットにアクセスできること。
- (2) パソコンを用いて議決権行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとしてMicrosoft® Internet Explorer 6.0以上を使用すること。ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。
- (3) 携帯電話を用いて議決権行使される場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。

（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。）

（Microsoftは、米国Microsoft Corporationの米国およびその他の国における登録商標です。）

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 住友信託銀行株式会社 証券代行部

【専用ダイヤル】 0120-186-417（午前9時～午後9時）

＜議決権行使に関する事項以外のご照会＞ 0120-176-417（平日午前9時～午後5時）

(添付書類)

事業報告

(平成22年6月1日から平成23年5月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過および成果

(1) 事業の状況

当連結会計年度（平成22年6月1日～平成23年5月31日）におけるわが国経済は、上期においては、経済政策効果や新興国経済の回復による企業業績の改善を背景に、持ち直しの動きが見られたものの、下期には急激な円高の進行、北アフリカや中東の政情不安による原燃料価格の高騰、東日本大震災の発生など極めて厳しい情勢で推移いたしました。特に東日本大震災による経済への影響は、甚大な被害を被った東北地方にとどまらず、関東、東北地方の電力不足が経済活動の大きな制約になることも懸念されており、今後の景気動向を注視していく必要があります。

このような状況の中、当社グループは、重要な経営課題である事業構造の転換と事業領域の拡大を推進すべく、高付加価値サービスの開発・販売や、検索エンジンマーケティング（以下、「SEM」）領域から、グローバルマーケティング領域へと進出するための積極的な施策を進めてまいりました。

タイの現地法人の運営において蓄積した知見をもとに、平成22年6月に台湾、9月に韓国と香港、11月にはシンガポールとアジア4拠点に、新たに現地法人を設立しました。日本との間で、ビジネスや観光などで、往来が多い都市に進出し、マルチリンガル旅行・生活情報予約サイト「More」における広告販売を推進しております。また、各地域で主要な都市に拠点を構えていることにより、現地の日系企業やローカル企業にもアプローチすることが可能になり、「More」にとどまらず、マーケティング関連のコンサルティングサービスも開始しており、営業活動を推進しております。

「More」は、従来の「Visit First」からブランド変更を行い、ビジュアル面で親しみやすさや分かりやすさを追求するとともに、クーポン検索機能や予約機能を付加し、ユーザーの利便性を高めるための体系的な改良も行っており、また、各国の言語による電話予約も受け付ける体制を構築し、ユーザーにとって、最も使いやすい旅行・生活情報予約サイトとして支持をいただけるよう、機能の拡張や対象地域の拡大などに取り組んでおります。

一方、独立した体制で事業を推進することが双方にとって有益と判断し、クリエイティブ事業を担っていた連結子会社の株式を譲渡し、リソースの選

択と集中を進めました。また、管理体制の一本化による効率的な資源配分と意思決定を目的とし、平成23年2月に子会社アウン沖縄ラボラトリーズ株式会社を解散し、3月より当社の支店として一体化した運営をすることといたしました。

しかしながら、コスト削減は功を奏したものの、特に下期において、国内における新サービスの販売低調、高付加価値サービスへの転換が遅れました。また、海外現地法人の設立や「More」の改良などの費用が先行し、海外現地法人や「More」の利益貢献が計画より遅れた結果、当連結会計年度においても引き続き営業損失・経常損失を計上する結果となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は2,104百万円（前連結会計年度比23.8%減）、営業損失は180百万円（前連結会計年度は170百万円の営業損失）、経常損失は182百万円（前連結会計年度は170百万円の経常損失）、特別損益におきましては、特別損失として子会社株式売却損、減損損失などを23百万円計上しましたので、当期純損失は227百万円（前連結会計年度は276百万円の当期純損失）となりました。

昨年に引き続き、当社グループにとってこれまでにない厳しい状況が続いておりますが、当社グループの主力を担ってきたSEMを含むマーケティング分野と、新たな「More」に国内外ともにリソースの選択と集中を行い、不退転の決意で全社グループ一丸となり業績回復に努めてまいり所存でございます。

事業セグメント別の状況については、クリエイティブ事業を担っていた連結子会社が、平成22年8月31日をもって連結対象から外れ、単一セグメントとなったため、記載を省略いたします。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は30,098千円となりました。その主なものは、総合業務システムの導入費用23,549千円、自社運営Webサイトのバージョンアップ費用3,775千円であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

① 株式の取得または処分の状況

当社は平成22年8月31日付で、アウングローバルマーケティング株式会社（現シトラスジャパン株式会社）の代表取締役橘川徹也氏他3名との間で株式譲渡契約を締結し、当社の保有するアウングローバルマーケティング株式会社の全株式111,200株を譲渡しております。

これにより、アウングローバルマーケティング株式会社は、当社グループの連結子会社から除外されております。

② 新株予約権の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(7) 吸収合併または吸収分割による他の会社の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

2. 財産および損益の状況の推移

(1) 企業集団の財産および損益の状況

期 別 項目別	第10期 (平成20年5月期)	第11期 (平成21年5月期)	第12期 (平成22年5月期)	第13期 (平成23年5月期) (当連結会計年度)
売 上 高 (千円)	5,097,141	3,795,346	2,760,631	2,104,778
経 常 利 益 (千円)	638,488	83,254	△170,307	△182,834
当期純利益 (千円)	382,086	△461,073	△276,073	△227,987
1株当たり 当期純利益 (円)	5,331.34	△6,385.89	△3,811.70	△3,147.79
純 資 産 (千円)	1,939,700	1,410,816	1,098,189	846,462
総 資 産 (千円)	2,558,498	1,825,378	1,479,222	1,043,559

- (注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社は第10期より連結財務諸表を作成し、第11期より連結計算書類を作成しております。従って、第10期は連結財務諸表の数値を記載しております。
3. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。

(2) 当社の財産および損益の状況

期 別 項目別	第10期 (平成20年5月期)	第11期 (平成21年5月期)	第12期 (平成22年5月期)	第13期 (平成23年5月期) (当期)
売 上 高 (千円)	5,097,141	3,386,994	2,363,892	1,998,620
経 常 利 益 (千円)	618,237	44,643	△63,024	△103,883
当期純利益 (千円)	370,011	△471,724	△295,904	△125,536
1株当たり 当期純利益 (円)	5,162.85	△6,533.41	△4,085.50	△1,733.26
純 資 産 (千円)	1,924,174	1,381,114	1,055,359	907,088
総 資 産 (千円)	2,546,635	1,659,643	1,386,757	1,095,023

- (注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。

3. 対処すべき課題

当社グループは重要な経営課題である事業構造の転換と事業領域の拡大を推進すべく、高付加価値サービスの開発・販売や、SEM領域から、グローバルマーケティング領域へと進出するための施策を積極的に進めております。

当連結会計年度においても様々な施策に取り組み、コスト削減施策については各項目において、詳細に渡り、適切なコントロールを行いましたが、結果として2期連続で営業損失を計上することとなりました。

そのような環境の中、当社グループが対処すべき課題としては、以下の3点が挙げられます。

(1) 業績の黒字化について

当社グループは業績の黒字化が当面の最優先課題であると認識しております。赤字の主因は売上不足にあり、売上の回復が急務であると認識しております。

国内においては、主力であるSEMを含むマーケティング分野および新サービスであるマルチリンガル旅行・生活情報予約サイト「More」にリソースの選択と集中を行います。SEMを含むマーケティング分野については、既存商品の販売に加え、導入障壁の低い完全成果報酬型SEOサービスを開発から販売段階に移行し、国内および海外の全営業担当による拡販を実施いたします。また、「More」に関しても広告枠の販売の拡充に加え、クーポン検索機能や予約機能を活用した商品の販売をさらに進めていく所存です。

海外においては、当連結会計年度において設立した現地法人にて、国内で培ったノウハウを基としたSEM関連商品の積極販売や、国内同様「More」の営業強化を行い、日系企業およびローカル企業へ販売を推進してまいります。各海外現地法人の早期黒字化による当社グループへの貢献を果たせるよう努めてまいります。

(2) 海外現地法人の収益化・安定稼働について

当社グループはグローバルマーケティング領域へと進出するため、当連結会計年度において新たに台湾、韓国、香港、シンガポールと4つの海外現地法人を設立いたしました。設立に伴う費用が先行したことも影響し、利益貢献が計画より遅れてしまいましたが、今後は早期の黒字化が必要不可欠と考えております。設立時においては、「More」の広告枠の販売に全拠点注力しておりましたが、国によるマーケットの違いもあるため、今後はSEM関連商品との二本の柱により利益貢献できる販売体制を構築してまいります。

また、先行して設立したタイの現地法人については、平成22年6月にタイ国投資委員会（BOI : Board of Investment）の認可を取得したことにより、

投資奨励事業として外国人事業法による規制が緩和されました。これにより実施が可能となった日本人スタッフの増員や当社からの増資という経営基盤強化も寄与し、単月黒字化を達成するなど、利益貢献を始めております。今後は事業年度を通した安定的な利益貢献を達成すべく、タイのマーケットに合わせた「More」、SEM関連商品およびWeb制作商品の販売など、日本人スタッフとローカルスタッフによる販売体制を構築し、通期黒字化に向けて努めてまいります。

(3) 人材採用・人材育成について

当社グループは事業構造の転換と事業領域の拡大を進めていく中で、当連結会計年度において海外現地法人の設立を急速に行ってまいりました。各現地法人には設立時に当社より1名以上の日本人社員を派遣し、ヘッドマネージャーとしてローカルスタッフの採用および教育を実施しておりますが、各国の文化の違い等から、ローカルスタッフのマネジメントなど様々な課題が出てきております。

海外現地法人の早期黒字化には有能な人材の採用および採用した人材の育成が急務であるため、現地でのヘッドマネージャーによる教育以外に、個別の商品知識等については当社のR&Dグループから、各現地法人へ一斉に教育を行うなど、当社グループ一体となって人材育成を進めていく施策を講じております。

また、国内においても人口の減少傾向とともに、各企業による優秀な人材の獲得競争が激化しており、新卒・中途採用ともに厳しい状況が続いております。各社ともに新卒採用については1年を通して実施する傾向にあるため、当社の求める人材については新卒・中途とも継続的に門戸を開放し、定期的な採用を積極的に進めていく所存です。

このように国内外において優秀な人材の確保、育成に注力することで、日本を始め、アジア市場における当社グループの競争力を一層強化してまいります。

4. 主要な事業内容

当社グループは、英語や中国語、日本語など多言語によるマーケティング戦略全般を提供するグローバル分野のマーケティング事業を展開しております。当社グループの主なサービス内容は以下の通りであります。

SEO	Google、YSTに対するウェブ最適化&上位表示コンサルティング
P4P	ヤフー「スポンサードサーチ広告」、グーグル「アドワーズ広告」に関する出稿取り扱い&コストパフォーマンスマネジメント
More	マルチリンガル旅行・生活情報予約サイトを多言語で展開。豊富なコンテンツと情報量を提供
TEKIYAKU	世界64ヶ国語に対応し、各分野の専門文書に対応。高品質な翻訳を低コストかつスピーディに提供
Web制作	多メディア・多言語（英語・中国語・日本語など）によるWeb制作、クオリティの高いマルチ制作を提供
その他	ウェブ訪問者のアクセス解析&コンバージョン最大化コンサルティング（ROI）

5. 企業集団の主要な拠点（平成23年5月31日現在）

（当 社）

本 社：東京都文京区後楽

支 店：沖縄県那覇市久米

（子会社）

海 外：AUN Thai Laboratories Co.,Ltd.（タイ王国）

タイワン ヤ ウンインショ シ イェ グ フン イオ シェン グン シ

台湾亞文營銷事業股份有限公司（台湾）

AUN Korea Marketing, Inc.（韓国）

ヤ ウン シャン カン イン ショ シ イェ グ フン イオ シェン グン シ

亞文香港營銷事業股份有限公司（香港）

AUN Global Marketing Pte.Ltd.（シンガポール）

6. 従業員の状況（平成23年5月31日現在）

（1）企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
88名	47名減

- （注）1. 上記は、正規従業員数の状況であり、契約社員、パートタイマー等の臨時従業員は含んでおりません。
2. 従業員数減少の主な原因は、平成22年8月31日付で連結子会社であったアウングローバルマーケティング株式会社（現シトラスジャパン株式会社）の株式を譲渡したことにより、同社が当社グループの子会社から除外されたことによるものであります。

(2) 当社の従業員数

区 分	従 業 員 数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	29名	8名減	30.1歳	3.9年
女 性	28名	2名減	27.7歳	2.5年
合計又は平均	57名	10名減	28.9歳	3.2年

- (注) 1. 上記は、正規従業員数の状況であり、契約社員、パートタイマー等の臨時従業員は含んでおりません。
2. 平均年齢、平均勤続年数は、小数点第1位未満を切り捨てて表示しております。

7. 主要な借入先（平成23年5月31日現在）

該当事項はありません。

8. 重要な親会社および子会社の状況（平成23年5月31日現在）

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
AUN Thai Laboratories Co., Ltd.	16,000千バーツ	95.75%	P4Pの運用に係るキーワード選定や入札管理、定型レポートの作成等プランナー業務 Web制作業務
台湾亞文營銷事業股份有限公司	10,000千台湾ドル	100.00%	More広告枠の販売、SEM関連商品の販売
AUN Korea Marketing, Inc.	400,000千ウォン	100.00%	More広告枠の販売、SEM関連商品の販売
亞文香港營銷事業股份有限公司	2,500千香港ドル	100.00%	More広告枠の販売、SEM関連商品の販売
AUN Global Marketing Pte. Ltd.	3,200千シンガポールドル	100.00%	More広告枠の販売、SEM関連商品の販売

- (注) 1. 当事業年度内においてAUN Thai Laboratories Co., Ltd. に対して増資及び株式の買取等を行い、AUN Thai Laboratories Co., Ltd. の資本金は16,000千バーツとなり、当社の出資比率は95.75%となりました。
2. 台湾亞文營銷事業股份有限公司は平成22年6月1日に設立いたしました。
3. AUN Korea Marketing, Inc. は平成22年9月1日に設立いたしました。
4. 亞文香港營銷事業股份有限公司は平成22年9月1日に設立いたしました。

5. AUN Global Marketing Pte.Ltd. は平成22年11月 1 日に設立いたしました。
 6. 前連結会計年度末において連結子会社であったアウングローバルマーケティング株式会社（現シトラスジャパン株式会社）は平成22年 8 月31日に株式を譲渡したことにより、またアウン沖縄ラボトリーズ株式会社は平成23年 5 月30日に清算終了したことに伴い、連結子会社から除外しております。
9. その他企業集団の現況に関する重要な事項
該当事項はありません。

Ⅱ. 株式および新株予約権等に関する事項（平成23年5月31日現在）

1. 大株主（上位10名）

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
信 太 明	35,527	49.05
MORGAN WHITEFRIARS EQUITY DERIVATIVES	4,920	6.79
棚 橋 繁 行	2,353	3.25
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	900	1.24
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	900	1.24
小 松 崎 榮	780	1.08
渡 邊 紀 章	663	0.92
川 西 得 雄	581	0.80
坂 田 崇 典	434	0.60
浜 田 恭 司	359	0.50

2. 株式に関するその他の重要な事項

- ① 発行可能株式総数 240,000株
- ② 発行済株式総数 72,428株
- ③ 株主数 4,431名（前期末比315名減）

3. 新株予約権に関する事項

(1) 取締役および監査役が保有する新株予約権の状況

区分	新株予約権の数	新株予約権の 目的となる株式の 種類および数	行使期間	行使価額	保有する 者の人数
取締役	130個	普通株式 2,600株	自 平成18年11月12日 至 平成26年11月11日	1株につき 1,100円	1名
計	130個	普通株式 2,600株			1名

(2) 当事業年度中に従業員等に交付した新株予約権の状況 該当事項はありません。

4. 新株予約権に関するその他の重要な事項

該当事項はありません。

Ⅲ. 会社役員に関する事項

1. 会社役員の状況

(平成23年 5 月31日現在)

氏 名	地 位	担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
信 太 明	代表取締役	代表執行役員 R&Dグループ担当	AUN Thai Laboratories Co.,Ltd. 代表 台湾亞文營銷事業股份有限公司 代表取締役 AUN Korea Marketing, Inc. 代表取締役 亞文香港營銷事業股份有限公司 代表取締役 AUN Global Marketing Pte.Ltd. 代表取締役
棚 橋 繁 行	取 締 役	常務執行役員 マーケティンググループ 担当	台湾亞文營銷事業股份有限公司 取締役 AUN Korea Marketing, Inc. 取締役 亞文香港營銷事業股份有限公司 取締役 AUN Global Marketing Pte.Ltd. 取締役
坂 田 崇 典	取 締 役	常務執行役員 経営企画グループ 兼 総務人事グループ担当	台湾亞文營銷事業股份有限公司 監査役 AUN Korea Marketing, Inc. 監査役 亞文香港營銷事業股份有限公司 取締役 AUN Global Marketing Pte.Ltd. 取締役
藤 原 徹 一	取 締 役		藤原投資顧問株式会社 代表取締役 AUN Global Marketing Pte.Ltd. 取締役
中 谷 正 史	常勤監査役		なし
加 藤 征 一	監 査 役		加藤公認会計士事務所 代表
松 村 卓 朗	監 査 役		株式会社ピープルフォーカス・ コンサルティング 取締役

- (注) 1. 藤原徹一氏は社外取締役であり、当社は、同氏が東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員である旨の独立役員届出書を提出しております。
2. 中谷正史氏、加藤征一氏、松村卓朗氏は、社外監査役であり、当社は各氏が東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員である旨の独立役員届出書を提出しております。
3. 監査役加藤征一氏は公認会計士および税理士としての資格を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

4. 平成23年6月1日付で次のとおり、担当の変更がありました。

氏 名	地 位	担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
信 太 明	代表取締役	代表執行役員 メディアグループ担当	AUN Thai Laboratories Co.,Ltd. 代表 台湾亞文營銷事業股份有限公司 代表取締役 AUN Korea Marketing, Inc. 代表取締役 亞文香港營銷事業股份有限公司 代表取締役 AUN Global Marketing Pte.Ltd. 代表取締役
棚 橋 繁 行	取 締 役	常務執行役員 マーケティンググループ 兼 R&Dグループ担当	台湾亞文營銷事業股份有限公司 取締役 AUN Korea Marketing, Inc. 取締役 亞文香港營銷事業股份有限公司 取締役 AUN Global Marketing Pte.Ltd. 取締役
坂 田 崇 典	取 締 役	常務執行役員 管理グループ担当	台湾亞文營銷事業股份有限公司 監査役 AUN Korea Marketing, Inc. 監査役 亞文香港營銷事業股份有限公司 取締役 AUN Global Marketing Pte.Ltd. 取締役

2. 会社役員に対する報酬等

区 分	人 数	支 給 額	摘 要
取 締 役 (うち社外取締役)	5名 (1名)	51,640千円 (2,400千円)	
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	12,000千円 (10,600千円)	
合 計	9名	63,640千円	

- (注) 1. 取締役5名の報酬額については、当事業年度中に辞任した取締役1名の当事業年度における報酬額を含んでおります。
2. 監査役4名の報酬額については、当事業年度中に辞任した監査役1名の当事業年度における報酬額を含んでおります。

3. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職の状況ならびに当該兼職先との関係

取締役藤原徹氏は藤原投資顧問株式会社の代表取締役であり、同社と当社は、海外における事業戦略、新規事業、商品開発に関する助言・提案等を目的としたアドバイザー契約の実績がありますが、当事業年度における取引はありません。

監査役中谷正史氏は重要な兼職の状況について該当事項はございません。

監査役加藤征氏は加藤公認会計士事務所の代表であります。加藤公認会計士事務所と当社の間には取引関係はありません。

監査役松村卓朗氏は株式会社ピープルフォーカス・コンサルティングの取締役であり、同社と当社は当社役員および社員に対する研修、教育における取引の実績がありますが、当事業年度における取引はありません。

(2) 主な活動状況

氏 名	主 な 活 動 状 況
藤 原 徹 一	当事業年度に開催された取締役会13回中12回に出席しております。海外動向や金融マーケティングに関する専門的な知見を有し、主に海外への事業戦略や投資に関して、グローバル経営の視点から海外子会社の社員教育まで幅広く指摘、発言を行っております。
中 谷 正 史	当事業年度に開催された取締役会13回の全て、また、監査役会14回の全てに出席しております。取締役会においては、会社法等における幅広い知識に基づき、主にリスク管理、コンプライアンス、内部統制に関して質問、指摘、発言を行っております。監査役会においては、監査役会の議長として各監査役に対して監査状況の報告や意見を述べております。
加 藤 征 一	当事業年度に開催された取締役会13回の全て、また、監査役会14回の全てに出席しております。取締役会においては、公認会計士および税理士である専門的見地から、主に経理、財務、税務に関して、質問、指摘、発言を行っております。監査役会においては、主に経理部門及び会計監査の状況について意見を述べております。
松 村 卓 朗	当事業年度に開催された取締役会13回の全て、また、監査役会14回の全てに出席しております。取締役会においては、経営コンサルタントである専門的見地から主に組織体制、人事・教育制度に関して、質問、指摘、発言を行っております。監査役会においては、主に人事部門及び業務監査の状況について意見を述べております。

(注) 書面決議による取締役会の回数は除いております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する規定を定款に置いております。当該規定に基づき、当社と社外取締役および社外監査役全員は責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となっております。但し、責任限定が認められるのは、当該社外取締役および社外監査役が責任の原因となった職務の遂行にあたり善意でかつ重大な過失がないときに限定しております。

(4) 社外役員の報酬等の総額

社外取締役1名および社外監査役3名に対する報酬等の総額 13,000千円

IV. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称 新日本有限責任監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 19,500千円

② 当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の金額
22,848千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の海外子会社につきましては、Ernst & Young LLPまたは朝日岩澤会計事務所の監査を受けております。

3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、当社の都合による場合のほか、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項のいずれかに該当すると判断した場合、会計監査人の解任または不再任について必要な措置をとる方針です。

V. 業務の適正を確保するための体制に関する事項

当社は、平成23年5月16日開催の取締役会におきまして、内部統制システム構築の基本方針を以下のように改訂し、定めております。この基本方針に基づき、業務の適正性を確保していくとともに、今後もより効果的な内部統制の体制を構築できるよう継続的な改善を図ってまいります。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

「コンプライアンス・マニュアル」に基づき、法令、定款および企業倫理等、遵守すべき具体的な事項についての理解を深め、同時にこれらを遵守する体制を構築しております。また、内部監査を通じて業務内容および相互牽制の実態を把握するとともに、職務の執行が法令・定款および社内規程に基づき行われているか監査をしております。

2. 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、法令、定款および「文書管理規程」等の社内規程、方針に従い、文書（紙または電磁的媒体）に記録して適切に保管および管理する体制をとっております。また、取締役および監査役はこれらの文書を閲覧することができるものとなっております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、経営全般に関わるリスク管理を行うために、取締役会から権限を委譲された「内部統制委員会」および「内部監査室」を設置し、それぞれ規程の整備、運用状況の確認を行うとともに、全社員（取締役、執行役員、監査役、使用人、契約社員等も含む。）に対する研修等を実施しております。

また、「内部統制委員会」を毎月1回開催し、コンプライアンス、リスクマネジメント、情報セキュリティについて検討することにより、迅速な危機管理体制を構築できるよう努めております。

4. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

原則毎週1回の経営会議、毎月1回の定時取締役会、または臨時取締役会を必要に応じ随時開催し、取締役および執行役員間の情報の共有および意思の疎通を図り、業務執行に係わる重要な意思決定を行うとともに、取締役の業務執行状況の監査を行っております。

職務執行に関する権限および責任については、「取締役会規程」、「組織規程」等の社内規程で定め、随時見直しを行っております。

5. 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社経営理念・経営基本原則に基づいて制定した「コンプライアンス・マニュアル」を子会社においても周知徹底させ、当社グループ全体のコンプライアンス体制の構築を目指します。
- (2) 子会社管理の主管組織および「グループ会社管理規程」を設け、重要事項に関しては、当社に対して事前に報告することを義務づけており、そのうち一定の事項に関しては取締役会の決議事項とすることにより、子会社経営の管理を行っております。
- (3) 当社と子会社との間における不適切な取引または会計処理を防止するため、内部監査室は、定期的に子会社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役および監査役会に報告することにより、業務全般に関する適正性を確保します。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役会と協議のうえ、合理的な範囲で内部監査室社員がその任にあたっております。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

内部監査室社員は、監査役または監査役会より指示された業務の実施に関して、取締役からの指示、命令を受けません。また内部監査室における人事異動に関しては、事前に監査役会に報告し、その了承を得ることとしております。

8. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役および使用人は、会社に対し著しい損害を及ぼす恐れのある事実が発生する可能性が生じた場合もしくは発生した場合、または法令・定款に違反する重大な事実が発生する可能性が生じた場合もしくは発生した場合は、その事実を監査役に報告しなければならないことになっております。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会のほか経営会議等の会議にも出席し、重要事項の報告を受けております。また、各種議事録、決裁書等により取締役等の意思決定および業務執行の記録を自由に閲覧することができます。このほか、監査役は、内部監査室と連携および協力するとともに、代表取締役との意見交換の場を定期的に設けております。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性確保および金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、金融商品取引法その他関連法令に従い、子会社を含めた当社グループの財務報告に係る内部統制システムの整備・構築を行い、その仕組みが有効かつ適切に機能することを定期的・継続的に評価し、金融商品取引法および関係法令等との適合性を確保しております。

11. 反社会的勢力排除に向けた体制

当社グループは、反社会的勢力に対する毅然とした対応を取ること、反社会的勢力との一切の関係を拒絶することを「コンプライアンス・マニュアル」に定め、すべての取締役および使用人に周知徹底しております。また、反社会的勢力による不当要求、組織暴力および犯罪行為に対しては、顧問弁護士、警察等の外部専門機関と連携し、解決を図る体制を整備しております。

VI. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題の一つと認識しております。将来に向けた事業の拡大及び企業体質の強化のための内部留保とのバランスを考慮した利益配分を行うことを、基本方針としております。

当社では平成21年8月27日開催の第11期定時株主総会において、会社法第459条第1項に基づく剰余金の配当等が取締役会決議により行えるよう定款変更を行っております。当事業年度につきましては、平成23年7月6日の取締役会において1株当たり100円の配当とさせていただき決議しております。

なお、内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、新規事業や新商品の開発への投資および企業価値を高めるための投資など、グループ全体の成長のために活用し、経営基盤の強化を図ってまいりたいと考えております。

連結貸借対照表

(平成23年5月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	868,705	流 動 負 債	192,118
現金及び預金	646,697	支払手形及び買掛金	122,304
受取手形及び売掛金	199,655	未 払 費 用	28,865
仕 掛 品	442	未 払 法 人 税 等	1,075
そ の 他	22,304	前 受 金	12,126
貸 倒 引 当 金	△394	そ の 他	27,745
固 定 資 産	174,853	固 定 負 債	4,978
有形固定資産	26,840	リ ー ス 債 務	4,978
建 物	18,213		
減価償却累計額	△5,854	負 債 合 計	197,096
工 具 器 具 備 品	41,305		
減価償却累計額	△26,824	純 資 産 の 部	
無形固定資産	36,252	株 主 資 本	849,079
の れ ん	2,358	資 本 金	339,576
ソ フ ト ウ ェ ア	32,949	資 本 剰 余 金	470,576
そ の 他	945	利 益 剰 余 金	38,927
投資その他の資産	111,760	その他の包括利益累計額	△3,881
投 資 有 価 証 券	36,844	その他有価証券評価差額金	△1,884
長 期 貸 付 金	12,000	為替換算調整勘定	△1,996
敷 金 保 証 金	60,426	少 数 株 主 持 分	1,264
そ の 他	2,489		
		純 資 産 合 計	846,462
資 産 合 計	1,043,559	負債及び純資産合計	1,043,559

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連 結 損 益 計 算 書

(平成22年 6 月 1 日から平成23年 5 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		2,104,778
売 上 原 価		1,736,153
売 上 総 利 益		368,624
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		549,216
営 業 損 失		180,591
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	677	
還 付 加 算 金	579	
解 約 手 数 料 等	1,156	
未 払 配 当 金 除 斥 益	684	
そ の 他	1,488	4,586
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	227	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	2,886	
為 替 差 損	3,687	
そ の 他	27	6,828
経 常 損 失		182,834
特 別 損 失		
減 損 損 失	6,837	
子 会 社 株 式 売 却 損	16,057	
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	705	23,601
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		206,436
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	657	
法 人 税 等 調 整 額	22,101	22,758
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 損 失		229,194
少 数 株 主 損 失		△1,206
当 期 純 損 失		227,987

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結株主資本等変動計算書

(平成22年6月1日から平成23年5月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	株主資本合計
平成22年5月31日残高	339,576	470,576	288,643	1,098,795
連結会計年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当			△21,728	△21,728
当 期 純 損 失			△227,987	△227,987
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)				
連結会計年度中の変動額合計	—	—	△249,716	△249,716
平成23年5月31日残高	339,576	470,576	38,927	849,079

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額			少数株主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
平成22年5月31日残高	△878	△101	△980	374	1,098,189
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当					△21,728
当 期 純 損 失					△227,987
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△1,005	△1,894	△2,900	889	△2,010
連結会計年度中の変動額合計	△1,005	△1,894	△2,900	889	△251,726
平成23年5月31日残高	△1,884	△1,996	△3,881	1,264	846,462

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

貸 借 対 照 表

(平成23年 5 月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	588,249	流 動 負 債	183,260
現 金 及 び 預 金	356,545	買 掛 金	120,205
売 掛 金	188,638	未 払 金	20,862
未 収 入 金	18,416	未 払 費 用	25,037
そ の 他	25,067	未 払 法 人 税 等	1,029
貸 倒 引 当 金	△417	前 受 金	7,707
固 定 資 産	506,773	リ ー ス 債 務	1,326
有 形 固 定 資 産	25,339	そ の 他	7,091
建 物	17,148	固 定 負 債	4,673
減 価 償 却 累 計 額	△5,517	リ ー ス 債 務	4,673
工 具 器 具 備 品	40,470		
減 価 償 却 累 計 額	△26,761	負 債 合 計	187,934
無 形 固 定 資 産	33,894		
ソ フ ト ウ ェ ア	32,949	純 資 産 の 部	
そ の 他	945	株 主 資 本	908,973
投 資 そ の 他 の 資 産	447,539	資 本 金	339,576
投 資 有 価 証 券	36,844	資 本 剰 余 金	470,576
関 係 会 社 株 式	339,203	資 本 準 備 金	470,576
長 期 貸 付 金	12,000	利 益 剰 余 金	98,821
敷 金 保 証 金	57,559	そ の 他 利 益 剰 余 金	98,821
そ の 他	1,931	繰 越 利 益 剰 余 金	98,821
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	△1,884
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△1,884
		純 資 産 合 計	907,088
資 産 合 計	1,095,023	負 債 及 び 純 資 産 合 計	1,095,023

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

損 益 計 算 書

(平成22年6月1日から平成23年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		1,998,620
売 上 原 価		1,655,269
売 上 総 利 益		343,350
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		445,707
営 業 損 失		102,357
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	830	
還 付 加 算 金	252	
解 約 手 数 料 等	1,156	
未 払 配 当 金 除 斥 益	684	
そ の 他	551	3,474
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	212	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	2,886	
為 替 差 損	1,901	
そ の 他	0	5,000
経 常 損 失		103,883
特 別 利 益		
子 会 社 清 算 益	23,851	
子 会 社 株 式 売 却 益	1,000	24,851
特 別 損 失		
減 損 損 失	2,057	
関 係 会 社 債 権 放 棄 損	23,536	
資 産 除 去 債 務 会 計 基 準 の 適 用 に 伴 う 影 響 額	705	26,299
税 引 前 当 期 純 損 失		105,331
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	542	
法 人 税 等 調 整 額	19,662	20,204
当 期 純 損 失		125,536

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

(平成22年 6 月 1 日から平成23年 5 月31日まで)

(単位：千円)

項 目	株 主 資 本						評 価・ 換 差 額 等	純資産 合 計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合 計		
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計			
				繰 越 利 益 剰 余 金				
平成22年 5 月31日残高	339,576	470,576	470,576	246,086	246,086	1,056,238	△878	1,055,359
事業年度中の変動額								
剰 余 金 の 配 当				△21,728	△21,728	△21,728		△21,728
当 期 純 損 失				△125,536	△125,536	△125,536		△125,536
株主資本以外の項目 の事業年度中の変動額(純額)							△1,005	△1,005
事業年度中の変動額合計	—	—	—	△147,264	△147,264	△147,264	△1,005	△148,270
平成23年 5 月31日残高	339,576	470,576	470,576	98,821	98,821	908,973	△1,884	907,088

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成23年 7 月13日

アウンコンサルティング株式会社
取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	菅 原 隆 志 ㊞
--------------------	-------	-----------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大 橋 一 生 ㊞
--------------------	-------	-----------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鳥 羽 正 浩 ㊞
--------------------	-------	-----------

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アウンコンサルティング株式会社の平成22年6月1日から平成23年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アウンコンサルティング株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成23年 7 月13日

アウンコンサルティング株式会社
取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	菅 原 隆 志 ㊞
--------------------	-------	-----------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大 橋 一 生 ㊞
--------------------	-------	-----------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鳥 羽 正 浩 ㊞
--------------------	-------	-----------

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アウンコンサルティング株式会社の平成22年6月1日から平成23年5月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成22年6月1日から平成23年5月31日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年7月19日

アウンコンサルティング株式会社 監査役会

常勤監査役 中谷正史 ㊟

監査役 加藤征一 ㊟

監査役 松村卓朗 ㊟

監査役中谷正史、監査役加藤征一及び監査役松村卓朗は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

【第1号議案】 取締役4名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（4名）は任期満了になります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の 数
1	し だ あきら 信 太 明 (昭和43年11月11日)	平成4年4月 株式会社リクルート入社 平成5年4月 株式会社日本ネットワーク研究所入社 平成8年3月 株式会社インターナショナル・トレーディング・コーポレーション（現株式会社エービーシー・マート）入社 平成10年6月 当社設立 代表取締役（代表執行役員）（現任） 平成20年4月 AUN Thai Laboratories Co.,Ltd. 代表（現任） 平成22年6月 台湾亞文營銷事業股份有限公司 代表取締役（現任） 平成22年9月 AUN Korea Marketing, Inc. 代表取締役（現任） 平成22年9月 亞文香港營銷事業股份有限公司 代表取締役（現任） 平成22年11月 AUN Global Marketing Pte.Ltd. 代表取締役（現任） [重要な兼職の状況] AUN Thai Laboratories Co.,Ltd. 代表 台湾亞文營銷事業股份有限公司 代表取締役 AUN Korea Marketing, Inc. 代表取締役 亞文香港營銷事業股份有限公司 代表取締役 AUN Global Marketing Pte.Ltd. 代表取締役	35,527株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の 数
2	たな はし しげ ゆき 棚 橋 繁 行 (昭和52年 5 月30日)	平成10年 4 月 株式会社東光ドラッグ入社 平成10年10月 株式会社エイシーエス入社 平成14年 7 月 当社入社 平成16年 5 月 当社執行役員 平成16年 8 月 当社取締役（常務執行役員）（現任） 平成22年 6 月 台湾亞文營銷事業股份有限公司 取締役（現任） 平成22年 9 月 AUN Korea Marketing, Inc. 取締役（現任） 平成22年11月 AUN Global Marketing Pte.Ltd. 取締役（現任） 平成23年 2 月 亞文香港營銷事業股份有限公司 取締役（現任） [重要な兼職の状況] 台湾亞文營銷事業股份有限公司 取締役 AUN Korea Marketing, Inc. 取締役 亞文香港營銷事業股份有限公司 取締役 AUN Global Marketing Pte.Ltd. 取締役	2,353株
3	さか た たか のり 坂 田 崇 典 (昭和44年 9 月4日)	平成 4 年 4 月 凸版印刷株式会社入社 平成 9 年10月 朝日アーサーアンダーセン株式会社 （現ブライスウォーターハウスクー パース株式会社）入社 平成12年 8 月 株式会社日経BP入社 平成17年11月 当社入社 平成17年12月 当社執行役員 平成18年 8 月 当社取締役（常務執行役員）（現任） 平成22年 6 月 台湾亞文營銷事業股份有限公司 監査役（現任） 平成22年 9 月 AUN Korea Marketing, Inc. 監査役（現任） 平成22年11月 AUN Global Marketing Pte.Ltd. 取締役（現任） 平成23年 2 月 亞文香港營銷事業股份有限公司 取締役（現任） [重要な兼職の状況] 台湾亞文營銷事業股份有限公司 監査役 AUN Korea Marketing, Inc. 監査役 亞文香港營銷事業股份有限公司 取締役 AUN Global Marketing Pte.Ltd. 取締役	434株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の 数
4	ふじ わら てつ いち 藤 原 徹 一 (昭和48年1月9日)	平成7年4月 野村證券株式会社入社 平成12年6月 Nomura Singapore Ltd配属 平成16年6月 Merrill Lynch International Bank Ltd 入社 平成19年7月 藤原投資顧問株式会社設立 代表取締役（現任） 平成21年8月 当社取締役（現任） 平成22年11月 AUN Global Marketing Pte.Ltd. 取締役（現任） [重要な兼職の状況] 藤原投資顧問株式会社 代表取締役 AUN Global Marketing Pte.Ltd. 取締役	92株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 藤原徹一氏は、社外取締役候補者であり、当社は、同氏が東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員である旨の独立役員届出書を提出しております。
3. 社外取締役候補者の選任理由、社外取締役としての独立性および社外取締役との責任限定契約について
- (1) 社外取締役候補者の選任理由および独立性について
- ① 藤原徹一氏につきましては、経営者としての経験、また、海外動向や金融マーケティングに関して専門的な知見を有することから、経営に対する適切な助言をいただくことにより、当社の経営体制が強化できるものと考え、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- なお、同氏の就任してからの年数は本総会終結の時をもって2年となります。
- ② 藤原徹一氏が代表取締役を務める藤原投資顧問株式会社と当社との間には、平成19年10月1日から平成21年5月31日の間に、海外における事業戦略、新規事業、商品開発に関する助言・提案等を目的としたアドバイザー契約がありました。
- ③ 藤原徹一氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者ではなく、また過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者であったこともありません。
- ④ 藤原徹一氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
- ⑤ 藤原徹一氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
- ⑥ 藤原徹一氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割若しくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。

(2) 社外取締役との責任限定契約について

当社は、社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結することができる旨を定款に定めており、社外取締役藤原徹一氏は、当社との間で当該責任限定契約を締結しております。本総会において同氏が再任された場合は、本契約は継続となります。

その契約の概要は次のとおりであります。

- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

4. 現在当社の取締役である各候補者の当社における地位および担当は、事業報告「Ⅲ. 会社役員に関する事項」（15頁および16頁）に記載のとおりであります。

【第2号議案】 監査役1名選任の件

監査役中谷正史氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、金城正宏氏は中谷正史氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、退任された監査役の任期の満了すべき時までとなります。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の 数
かね しろ まさ ひろ 金 城 正 宏 (昭和29年12月30日)	平成2年12月 アスク株式会社設立 代表取締役社長 平成6年2月 株式会社インターナショナル・トレーディング・コーポレーション（現株式会社エービーシー・マート）入社 専務取締役 平成12年2月 有限会社アイティーシー・プランニング 取締役 平成14年6月 株式会社エービーシー・コム 取締役 平成14年8月 株式会社エス・ジー・シューズ・カンパニー（現株式会社エービーシー・マート）取締役 平成16年3月 株式会社エービーシー・マート 代表取締役社長 平成19年3月 株式会社エービーシー・マート 専務取締役 平成21年4月 株式会社エービーシー・マート 取締役	一株

(注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 監査役候補者は、社外監査役候補者であります。

3. 社外監査役候補者の選任理由、社外監査役としての独立性および社外監査役との責任限定契約について

(1) 社外監査役候補者の選任理由および独立性について

- ① 金城正宏氏は、株式会社エービーシー・マートの代表取締役を務めるなど企業経営者としての豊富な経験、幅広い知見を有しており、経営全般の監視と有効な助言を期待し、社外監査役として選任をお願いするものであります。同氏は過去に直接当社の事業に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

- ② 金城正宏氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者ではなく、また過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者であったこともありません。
- ③ 金城正宏氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
- ④ 金城正宏氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
- ⑤ 金城正宏氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割若しくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。

(2) 社外監査役との責任限定契約について

当社は、社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結することができる旨を定款にて定めております。本総会において金城正宏氏の選任が承認された場合は、同氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。

その契約の概要は次のとおりであります。

- ・ 社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・ 上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

以 上

<メモ欄>

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

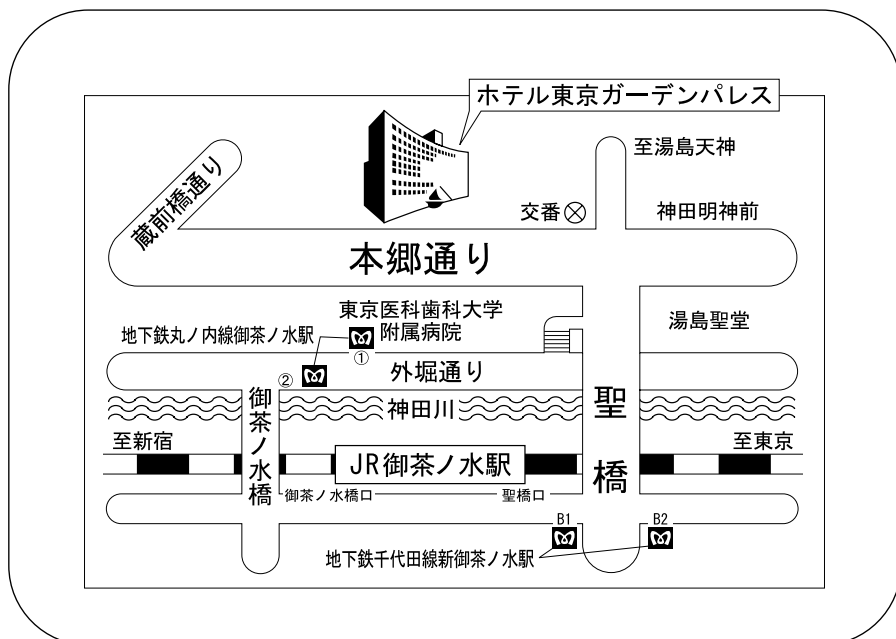
.....

.....

.....

株主総会会場ご案内図

会場 東京都文京区湯島一丁目7番5号
ホテル東京ガーデンパレス 2F 「天空A」
電話 (03) 3813—6211



- JR線「御茶ノ水駅」下車、「聖橋口」より徒歩5分
- 東京メトロ千代田線「新御茶ノ水駅」下車、「B1」「B2」出口より徒歩5分
- 東京メトロ丸ノ内線「御茶ノ水駅」下車、「①」「②」出口より徒歩5分